

長野県信州型総合医養成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師の地域・診療科の偏在により医師不足が顕在化するなか、幅広い診療を担える医師として中核病院や医師不足病院で総合診療を行う医師（以下「信州型総合医」という。）を養成するため、信州型総合医の養成を行う医療機関に対し、予算の範囲内において、信州型総合医養成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「信州型総合医」とは、日常的に頻度の高い疾病や傷害に対応できる能力に加え、信州という山に囲まれた広い県土のなかで、健康長寿県に相応しく、健康問題（予防医学・健康増進）から多種多様な医療ニーズ（へき地医療、山岳医療ほか）に的確に対応できる中核病院や医師不足病院で総合診療を行う医師をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、信州型総合医の養成に関する指針（平成25年5月8日付け25医確第19号健康福祉部長通知）の信州型総合医養成プログラム認定基準を満たし、知事が適当と認める者とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、信州型総合医の養成及び研修環境の整備に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 広報宣伝、募集経費
- (2) 学会、研修会等参加経費
- (3) 他医療機関への研修派遣経費（海外含む）
- (4) 外部講師招聘経費
- (5) 指導医養成講習会経費
- (6) 研修医処遇充実費
- (7) その他信州型総合医の養成及び研修環境の整備に必要な経費

(交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出して得られた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準額は、1病院あたり1,000,000円以内とする。
- (2) 交付額は、基準額と、交付対象経費の総額とを比較していずれか少ない額以内とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、信州型総合医養成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 所要額調書(様式第3号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示した書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の条件)

第7条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、知事に報告し、承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにする書類を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (8) 補助事業を終了するにあたり、交付された補助金に残余額がある場合は、知事に報告し、その指示を受けて、県に補助金を返還しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告しなければならない。知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(変更申請等)

第8条 前条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき、信州型総合医養成支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき、信州型総合医養成支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)
- (3) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額報告書(様式第6号)

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、信州型総合医養成支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 所要額精算書(様式第9号)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (4) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、第7条第2号の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は知事が別に定める日までに提出するものとする。

(補助金交付の請求)

第10条 補助事業者が、補助金の支払を請求しようとするときは、信州型総合医養成支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から適用する。